

和歌山地方最低賃金審議会
特 別 小 委 員 会
(第 1 回)

令和 8 年 8 月 2 7 日 (木)

和歌山労働局 6 階会議室

和 歌 山 労 働 局

会 議 次 第

議 題

- (1) 委員長及び委員長代理の選出について
- (2) 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (3) 和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (4) (仮称) 和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について
- (5) その他

和歌山地方最低賃金審議会特別小委員会 資料目次

- 1 和歌山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿（令和８年８月）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程
- 3 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果
- 4 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書
- 5 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書
- 6 （仮称）和歌山県百貨店，総合スーパーマーケット，食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に係る申出書
- 7 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）写
- 8 最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）写
- 9 和歌山県の最低賃金額の推移
- 10 最低賃金決定要覧（令和８年度版）抜粋

和歌山地方最低賃金審議会
特別小委員会名簿

令和8年8月25日現在

区分	氏 名	
公益 代表	石 川 栄 司	弁護士
	岡 田 真 理 子	和歌山大学経済学部
	本 庄 麻 美 子	和歌山大学経済学部
労働 者代 表	北 道 剛 士	JEC連合和歌山地方連絡会
	芝 池 雅 生	UAゼンセン和歌山県支部
	山 本 直 子	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
使用 者代 表	河 野 真 也	和歌山県中小企業団体中央会
	児 玉 征 也	和歌山県経営者協会
	船 富 由 紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

(組 織)

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

- 2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。
- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

(委員の欠席)

第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への

出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会 議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和元年8月5日

一部改正 令和3年8月2日

一部改正 令和7年8月19日

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

産業別最低賃金	申出年月日 団 体 名	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備 考
鉄 鋼 業	令和8年7月2日 日本基幹産業労働組合連合会 和歌山県本部 委員長 中濱 秀之	改正決定 (協約ケース)	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 4,822 名	適 正 ②/①% 57.7 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
			② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 1 団 体 2,781 名		
百貨店・ 総合スーパー	令和8年7月17日 和歌山県小売最賃会議 議長 貴多 征義	改正決定 (協約ケース)	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 1,286 名	適 正 ②/①% 76.5 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
			② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 3 団 体 984 名		
(仮称)百貨店、総合 スーパーマーケット、食 料品スーパーマーケット	令和8年7月17日 和歌山県小売最賃会議 議長 貴多 征義	決定 (協約ケース)	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 8,357 名	適 正 ②/①% 51.1 %	申出者数が対象基幹労働者数の1/2を満たしている。
			② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 7 団 体 4,273 名		

2026年7月2日

和歌山労働局長 殿

和歌山県和歌山市湊1850番地
日本基幹産業労働組合連合会
和歌山県本
委員長 中濱 秀人
(日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出るものが代表する基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者4,822人。
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能修得中の者
 - (3) 清掃又は業務に主として従事する者
3. 金額改正の決定を申し出る最低賃金の件名
和歌山県鉄鋼業最低賃金
4. 申し出の内容
上記3の最低賃金改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて、最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の、概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
6. 添付書類
 - (1) 労使の協定書
 - (2) 労働組合の決議書
 - (3) 申請代表者に対する委任状（合意書を含む）
 - (4) 和歌山県下における鉄鋼業の事業所数と、労働者の概要、および合意の効力がおよぶ労働者の範囲



以 上

申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状

最低賃金の改定申請を行う事に関して合意し、申請に関わる事項の一切を下記１の者に委任する。

2026年7月2日

１．申請代表者

和歌山県和歌山市湊1850番地

日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部

委員長 中濱 秀之

（日本製鉄和歌山労働組合 組合長）

２．合意者

所在地 和歌山県和歌山市湊1850番地

労組名 日本製鉄和歌山労働組合

代表者名 中濱 秀之

以上

和歌山県における労働者の概要

産業分類	事業所数	労働者数
鉄鋼業（２４）		
２２１ 製鉄業		
２２２ 製鋼・製鋼圧延業		
２２３ 製鋼を行わない鋼材製造業 （表面処理鋼材を除く）	２４	４，８２２人

上記、最低賃金の金額改正の必要性に合意する者の内訳

合意のケース	組合・事業所数	合意者数
労働協約適用	１	２，７８１人
他	０	０人
合 計	１	２，７８１人

以 上

2026年度・産業別最低賃金金額改定申請のための

鉄鋼業・産業別分類調査票

1. 労働組合の組織概要

労働組合名	日本製鉄和歌山労働組合	
所在地	〔住 所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電 話〕073-451-3561	
代表者名	〔役 職〕組合長	
	〔氏 名〕中濱 秀之	
組合員数	2,781人（男子2,587人・女子194人）	
団体加盟	産別名	日本基幹産業労働組合連合会
	地域団体	連合和歌山
	未加盟	

2. 会社の概況（事業所単位に記入）

会社・事業所名	日本製鉄株式会社 関西製鉄所 和歌山地区	
所在地	〔住 所〕和歌山市 湊1850番地	
	〔電 話〕073-451-2345	
代表者名	〔役 職〕常務執行役員・関西製鉄所長	
	〔氏 名〕小川 英範	
従業員数	3,188人（男子2,989人・女子199人）	
産業分類	221	

以 上

2026年度 労働協約適用事業所の

所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月額金額	所定労働 時間数	月間所定 労働日数
日本製鉄株式会社	日本製鉄	220,000	161.87	20.4
関西製鉄所和歌山地区	和歌山労働組合	円	時間	日

〔注〕 所定労働時間の欄は月間所定労働時間

以 上

最低賃金に関する確認書

日本製鉄株式会社と日本製鉄労働組合連合会とは、組合員の最低賃金について、「賃金に関する協定（2026年4月14日締結）」にもとづき、下記のとおり確認する。

2026年4月17日

日本製鉄株式会社

労政室長 酒井

日本製鉄労働組合連合会

書記長 小寺 浩

記

労働協約に定める最低賃金は、次のとおりとする。

月 額 220,000円

ただし、以下の者については適用除外とする。

- ・ 18才未満の者
- ・ 鉄鋼製造・整備の業務を標準的に遂行することが困難な者
- ・ 高年齢者雇用安定法に基づく労使協定により雇用される者等

（注）1. 上記最低賃金は、基本給、仕事給の合計額とする。

2. 日額および時間額を算定する場合は、月額をそれぞれ20.4日、161.87時間で除するものとする。

以 上



令和8年7月17日

和歌山労働局長 殿

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

(1, 286名)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 984人 = 76.5% > 1/3 以上

和歌山県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される基幹的労働者数 1,286人

6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 申し出代表者に対する委任状
- (5) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

和歌山県に於ける和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の事業所数と
労働者概数及び合意効力の及ぶ労働者範囲
(令和8年6月30日現在)

1. 和歌山県に於ける和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の事業所数と労働者の概要

(9) 事業所 (1, 286) 名

2. 合意効力の及ぶ使用者又は労働者

(1) 賃金の最低額の定めに関する労使協定、申し合わせ等の適用労働者数

事業所名	労働組合名称	効力の及ぶ範囲 (労働者数)
オークワ	オークワ労働組合	330
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	499
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	155
合 計		984

(2) 労働組合又は使用者団体により最低賃金を改訂することが必要であるとの決定が行われている場合の労働組合又は使用者団体の構成員の内訳

機関決定した労働組合	構成員数
オークワ労働組合	330
イオンリテールワーカーズユニオン	499
近鉄百貨店労働組合	155
合 計	984

3. 賃金の最低額に関する協定

賃金の最低額が月額で表示されている労働協約の状況

事業所名	組合名	月額賃金
オークワ	オークワ労働組合	186,000 円
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	199,000 円
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	189,500 円

労働協約上の賃金の最も低い額

事業所名	組合名	時間給
オークワ	オークワ労働組合	最低賃金額に 10 円以上を加算 ※協定期間中に地域別最低賃金及び 特定最低賃金の改定が行われた場合 は、別途労使で協議をおこなう。
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	1,090 円 ※本協定期間中に最低賃金の引上げ が行われ、パートタイム社員（時間 給社員）の企業内最低賃金が都道府 県ごとに定められる最低賃金額また は産業別最低賃金額を下回る場合 は、最低賃金額または産業別最低賃 金額を企業内最低賃金とする。
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	1050 円 ※本協定期間中に最低賃金の引き上 げが行われ、パートナーの企業内最低 賃金額が都道府県ごとに定められる最 低賃金額または産業別最低賃金額を 下回る場合は、最低賃金額または産業 別最低賃金額の 10 円未満を切り上げ た額を企業内最低賃金とする。

(詳細別紙 参照)

以上

協 定 書

株式会社オークワとオークワ労働組合は組合員の 2026 年度賃金改定及び要求項目について下記の通り協定する
記

1、月例賃金改定

(正社員組合員) 組合員数 1,176 人、組合員一人平均 9,350 円 (2.79%)

賃上げ前基礎給与 (組合員ベース) 335,449 円

(内訳)	定期昇給	2,610 円	0.78%
	昇格昇給	1,029 円	0.31%
	体系維持	5,711 円	1.70%
	合 計	9,350 円	2.79%

(体系維持配分)・ベースアップ	全正社員を対象に	2,000 円	支給する
・仕事給下限 改定	担当職(S-1)	205,000 円	(10,000 円 増額)
	担当職(S-2・3)	250,000 円	(10,000 円 増額)
	監督職(M-1~4)	250,000 円	(20,000 円 増額)
・仕事給上限 改定	担当職(S-1)	235,000 円	(5,000 円 増額)
	担当職(S-2)	265,000 円	(5,000 円 増額)
	担当職(S-3)	275,000 円	(5,000 円 増額)
	監督職(M-1)	280,000 円	(5,000 円 増額)
・役割発揮給 改定	監督職(M-1)	23,000 円	(1,000 円 増額)
	監督職(M-2)	46,000 円	(1,000 円 増額)
	監督職(M-3)	69,000 円	(1,000 円 増額)

※ 定期昇給、体系維持は 3 月度賃金より、昇格昇給は 5 月度賃金より改定する

(エリア社員組合員) 組合員数 332 人、組合員一人平均 7,075 円 (2.90%)

賃上げ前基礎給与 (組合員ベース) 244,184 円

(内訳)	定期昇給	1,581 円	0.65%
	昇格昇給	236 円	0.10%
	体系維持	5,258 円	2.15%
	合 計	7,075 円	2.90%

(体系維持配分)・ベースアップ	全エリア社員を対象に	4,000 円	支給する
・仕事給 下限改定	担当職(S-1)	186,000 円	(6,000 円 増額)
	担当職(S-2)	200,000 円	(8,000 円 増額)
	担当職(S-3)	200,000 円	(8,000 円 増額)
	監督職(M-1~4)	200,000 円	(16,000 円 増額)
・仕事給 上限改定	担当職(S-1)	196,000 円	(6,000 円 増額)
	担当職(S-2)	216,000 円	(8,000 円 増額)
	担当職(S-3)	235,000 円	(1,400 円 増額)
	監督職(M-1)	238,000 円	(4,250 円 増額)
・役割発揮給 改定	監督職(M-1)	19,550 円	(850 円 増額)
	監督職(M-2)	39,100 円	(850 円 増額)
	監督職(M-3)	58,650 円	(850 円 増額)
・最低賃金改定	シニア社員	186,000 円	(6,000 円増額)

・薬品定期昇給改定	薬品 (S-1)	2,975 円	(475 円増額)
	薬品 (S-2)	3,400 円	(900 円増額)
	薬品 (M-1)	4,250 円	(1,250 円増額)
	薬品 (M-2)	4,250 円	(750 円増額)

※ 5 月度賃金より改定する (2026 年 4 月 19 日時点のエリア社員に適用する)

(キャリアパートナー組合員) 組合員数 4,213 人、組合員一人平均時給 65.1 円 (5.5%)
 賃上げ前基礎時給 (組合員ベース) 1,183.73 円 (時間給)

(内訳)	過年度昇給	64.37 円	5.44%
	手当改定	0.73 円	0.06%
	合 計	65.10 円	5.50%

- (手当改定配分) ・チェッカーリーダー加給を 80 円とする (20 円増額)
 (同意事項) ・年 1 回の評価時に上長が面談をおこなうことを徹底する

※ 5 月度賃金より改定する

2、一時金

(正社員) 業績一時金分配率を 3.50%とする

<一時金原資計算式>

(実現荒利額 - 既払人件費) × 業績一時金分配率 (3.50%) = 基本原資

(営業総利益額 - 販売費合計 - 既払い人件費 - 一般管理費合計) × 10.0% = 業績連動原資

- 既払い人件費にはエリア社員・準社員賞与原資含む
- 業績連動原資がマイナスになった場合は 0 に調整する (この調整は月度ごとに 0 へ修正を行うものとし、マイナス実績分は翌月以降の業績連動原資で相殺を行う。算定期間を通じてマイナスとなる場合は 0 に調整する。)
- 業績一時金分配率については、毎年、労使の協議にて決定する
- 支給下限として、夏 1 ヶ月・冬 1 ヶ月とする (但し、営業利益率が異常値となる時は別途労使で協議する)
- 支給上限として、年間 5 ヶ月とする (但し、年間 5 ヶ月を超える場合は別途労使で協議する)
- 育児介護休業時の休業期間中も算定期間を含むものとする (2026 年冬期一時金より)

(エリア社員) 算定基礎賃金の 1.25 ヶ月／半期を支給基準に正社員の達成率に応じ支給する

(パートナーリーダー) 平均賃金 (残業割増分を除く基礎賃金) の 1.25 ヶ月／半期を支給基準に正社員の達成率に応じ支給する

(キャリアパートナー) 2026 年 冬期より 25,000 円を支給する

(ライセンス任用者) L1 1,000 円加算、L2 2,000 円加算

支給日：冬期 2026 年 12 月 15 日 (火)、夏期 2027 年 7 月 15 日 (木)

(2026 年夏期は昨年度の協定により 7 月 15 日 (水) に支給する)

3、企業内最低賃金

(正社員組合員)

2026 年 3 月度賃金より企業内最低賃金を 205,000 円に改定する。
適用範囲は 18 才以上 定年退職日までとする。

(エリア社員組合員)

2026 年 5 月度賃金より企業内最低賃金を 186,000 円に改定する。
適用範囲は 18 才以上 65 才の満了日までとする。

(キャリアパートナー組合員)

基本時給を地域別最低賃金額に 10 円以上を加算した金額とする。適用範囲は 18 才以上 65 才未満とする。ただし、経営状況またはその他情勢によっては、別途協議する。

※協定期間中に地域別最低賃金及び特定最低賃金の改定が行われた場合は、別途労使で協議をおこなう。

4、同時要求項目

(組合員共通)

- 従業員オーカードのポイント付与の増加 (200 円で 10 ポイント) を求める。

2026 年度からは従業員オーカードのポイント付与を 200 円で 6 ポイントとする。付与開始時期についてはシステム改修が整い次第対応する。また、毎月 5 万円以上利用の従業員については翌月 200 円で 10 ポイントの付与をおこなう。(過去より継続しての実施事項)

- 永年勤続表彰制度の導入を求める。

継続協議とする。

(正社員組合員)

- 年間所定労働時間 1,900h を下回ることを目的に年間休日 120 日以上とすることを求める。

2026 年度は 5 月度を 1 日増の年間 117 日とする。

- 65 才定年延長の要求とともに退職金積立を 65 才まで継続することを求める。

65 才定年延長については早期の制度導入を目指して協議する。

- 本拠地を離れ勤務する者に、「異動手当」として基本給（基本報酬、仕事給、役割発揮給、技能職手当、給与調整）の 5% を支給する制度の導入を求める。

継続協議とする。

- スタッドレスタイヤの補助として、本拠地を離れて積雪地域で勤務している者に対して補助を求める。

継続協議とする。

(エリア社員組合員)

- 年間所定労働時間 1,900h を下回ることを目的に年間休日を 120 日以上とすることを求める。

2026 年度は 5 月度を 1 日増の年間 117 日とする。

- 退職慰労金の金額を別資料の金額へ改定を求める。また、将来的には退職金積立制度の新設を求める。

退職慰労金については継続協議とする。

(キャリアパートナー組合員)

- 日曜日・祝日、時間帯加給のエリア毎の統一を求める。

販売事業部と協議しながら、採用の厳しいエリア毎に対応をおこなっていく。

5、要請事項

- カスタマーハラスメント対策として、名札の運用と制服の運用について方向性の提示を求める。
今年度上期中に労使で協議し、方向性を提示する。
- 職場環境整備（安全衛生法上、熱中症対策の観点から店舗バックヤードの空調設備の設置、長期の使用で古びたロッカーの新調など）については継続して対応するとともに、その他店舗毎の修繕についての対応を求める。
関係部署と連携しながら優先順位を決め職場環境整備を継続しておこなっていく。特に熱中症対策については、制服や現場環境含め早期に対策を検討する。

以 上

2026 年 3 月 18 日

株式会社オークワ

代表取締役社長 大桑 弘

オークワ労働組合

執行委員長 貴冴 征義

確 認 書

イオンリテール株式会社とイオンリテールワーカーズユニオンは 2026 統一労働条件交渉協定書に基づき日給月給社員 (G5～G1) およびコミュニティ社員の 2026 年度最低賃金について、以下の通り確認します。

記

1. 日給月給社員の最低初任給与について

(1) NR 区分 最低初任基本給与について

18 歳以上の NR 区分の最低初任基本給与は、224,000 円とします。

(2) L 区分 最低初任基本給与について

L 区分の最低初任基本給与は、199,000 円とします。

但し、都道府県別に設定した勤務地手当を加算するものとします。(別表①参照)

尚、日額、時間額を算出する場合は、年間休日 125 日(年間労働日 240 日)、
年間労働時間 1920 時間を使用するものとします。

2. コミュニティ社員の最低時間給について

2026 年 4 月 21 日以降の時間給コミュニティ社員の都道府県別最低時間給は、
別表②の通りとします。

3. 賃金の範囲

基準内賃金とし、上記賃金にはその他手当は含みません。

4. その他

2026 年度中に最低賃金の引上げが行われ、企業内最低賃金が都道府県ごとに
定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、
労使協議のうえ、最低賃金額以上の改定を行うものとします。

以上

2026 年 4 月 20 日

イオンリテール株式会
人事部長 阿左見

イオンリテールワーカーズユニオン
中央執行書記長 阿部 路

別表①L 区分勤務地手当

(単位：円)

N0	都道府県	勤務地手当	N0	都道府県	勤務地手当	N0	都道府県	勤務地手当
1	北海道	7,000	17	石川	15,000	33	岡山	11,000
2	青森	3,000	18	福井	10,000	34	広島	13,000
3	岩手	6,000	19	山梨	5,000	35	山口	4,000
4	宮城	6,000	20	長野	11,000	36	徳島	0
5	秋田	0	21	岐阜	7,000	37	香川	2,000
6	山形	0	22	静岡	18,000	38	愛媛	3,000
7	福島	0	23	愛知	20,000	39	高知	0
8	茨城	12,000	24	三重	11,000	40	福岡	14,000
9	栃木	13,000	25	滋賀	12,000	41	佐賀	-
10	群馬	8,000	26	京都	17,000	42	長崎	-
11	埼玉	21,000	27	大阪	25,000	43	熊本	-
12	千葉	20,000	28	兵庫	15,000	44	大分	0
13	東京	33,000	29	奈良	12,000	45	宮崎	-
14	神奈川	33,000	30	和歌山	9,000	46	鹿児島	-
15	新潟	10,000	31	鳥取	0	47	沖縄	0
16	富山	13,000	32	島根	1,000			

別表②－①時間給社員都道府県別最低賃金（2026 年 4 月 21 日～2026 年 9 月 20 日）

（単位：円）

都道府県	最低時間給	都道府県	最低時間給
北海道	—	滋賀	1,125
青森	—	京都	1,170
岩手	1,195	大阪	1,225
宮城	1,085	兵庫	1,165
秋田	—	奈良	1,100
山形	—	和歌山	1,090
福島	—	鳥取	1,075
茨城	1,120	島根	1,080
栃木	1,115	岡山	1,105
群馬	1,110	広島	1,130
埼玉	1,190	山口	1,105
千葉	1,185	徳島	1,095
東京	1,275	香川	1,085
神奈川	1,275	愛媛	1,080
新潟	1,095	高知	1,070
富山	1,115	福岡	—
石川	1,115	佐賀	—
福井	1,100	長崎	—
山梨	1,100	熊本	—
長野	1,110	大分	—
岐阜	1,110	宮崎	—
静岡	1,145	鹿児島	—
愛知	1,185	沖縄	1,400
三重	1,135		

企業内最低賃金に関する協定書

株式会社近鉄百貨店（以下「会社」という。）と近鉄百貨店労働組合（以下「組合」という。）とは、企業内最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

1. 対象者

社員、エキスパートおよびパートナー

2. 賃金の範囲

社員	基本給（役割給、資格給（第2資格給）および成果給の合計金額）
エキスパート	基本給
パートナー	本給（店舗給、能力給、調整加算給およびクラス給の合計金額）

3. 企業内最低賃金額

地域	社員 (月額)	エキスパート (月額)	パートナー (時間給)
大阪地区	198,500円	194,500円	1,180円
奈良地区			1,060円
和歌山地区		189,500円	1,050円
三重地区			1,090円
滋賀地区			1,080円
東京地区		214,500円	1,230円

※本協定期間中に最低賃金の引き上げが行われ、パートナーの企業内最低賃金額が都道府県ごとに定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、最低賃金額または産業別最低賃金額の10円未満を切り上げた額を企業内最低賃金とする。

4. 有効期間

2026年3月21日から2027年3月20日までの1年間。

ただし、会社または組合は有効期間中といえども改定の意思を有するときは、予め文書をもって相手方に申し込むことができることとする。

本協定の締結に伴い、2025年6月27日付で交換した企業内最低賃金に関する協定書は破棄する。

本協定書は2通作成し、会社、組合各その1通を所持する。

2026年 6月 30日

株式会社近鉄百貨店

代表取締役

社長執行役員

梶間 隆弘

近鉄百貨店労働組合

中央執行委員長

山岡 正幹

和歌山県百貨店,総合スーパー特定最低賃金改正の必要性に関する決議

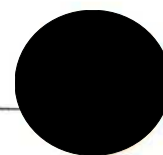
(**オークワ労働組合**) は、和歌山県に於ける百貨店,総合スーパーの最低賃金の改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店,総合スーパーの特定最低賃金改正を求める。

以上決議する。

令和 8年 6 月 11 日

組合名 **オークワ労働組合**

代表者 **新井 貴彦**



申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー
特定最低賃金の金額改正の決定を求める申出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

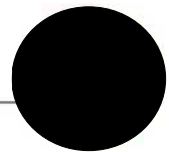
令和 8年 6月 11日

記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義
2. 合意者

組合名 **オークワ労働組合**

代表者 **新議長 貴彦 征義**



和歌山県百貨店、総合スーパー特定最低賃金改正の必要性に関する決議

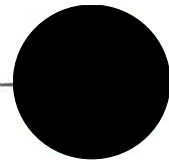
(イオンリテールワークスユニオン) は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーの特定最低賃金改正を求める。

以上決議する。

令和 8年 5月 15日

組合名 イオンリテールワークスユニオン

代表者 中央執行委員長 中川 恭宏



申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー
特定最低賃金の金額改正の決定を求める申出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 5月 15日

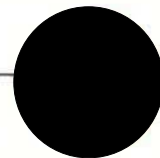
記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

2. 合意者

組合名 イオンリテールワーカーズユニオン

代表者 中央執行委員長 中川 恭宏



和歌山県百貨店,総合スーパー特定最低賃金改正の必要性に関する決議

(近鉄百貨店労働組合)は、和歌山県に於ける百貨店,総合スーパーの最低賃金の改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店,総合スーパーの特定最低賃金改正を求める。

以上決議する。

令和 8年 4月 21日

組合名 近鉄百貨店労働組合

代表者 山岡 正幹

申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー
特定最低賃金の金額改正の決定を求める申し出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 4月 21日

記

1. 申請代表者 和歌山県小売最低賃金協議会
議長 貴夢 征義

2. 合意者

組合名 近鉄百貨店労働組合

代表者 山岡 正幹



和歌山労働局長 殿

令和8年7月17日

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金を営む使用者に使用される労働者。

(8,357名)

2. 当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

和歌山県において百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 適用範囲

和歌山県の適用除外

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申請産業に於ける適用労働者において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね2分の1以上を得ていることから、法定最低賃金の決定を求めるものである。
- (2) 申請産業は、人材の確保・定着が喫緊の課題であり、人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできない。
産業の賃金水準をあげること自体が、人材獲得力での競争力向上につながり、産業の魅力を高め、産業の持続的な発展につながるため。

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- (3) 機関決定の書面
- (4) 申し出代表者に対する委任状
- (5) それぞれ合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面

以上

(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の事業所数と労働者概数及び合意効力の及ぶ労働者範囲

(令和8年6月30日現在)

1. 和歌山県に於ける和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の事業所数と労働者の概要

(201) 事業所

(8,357) 名

2. 合意効力の及ぶ使用者又は労働者

(1) 賃金の最低額の定めに関する労使協定、申し合わせ等の適用労働者数

事業所名	労働組合名称	効力の及ぶ範囲 (労働者数)
オークワ/プライスカット/ザ・ロウズ/ヒラマツ	オークワ労働組合	1,653
イオンスタイル/イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	499
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	155
イズミヤ	イズミヤ・阪急オアシス労働組合	87
グルメシティ	ダイエーユニオン	19
松源	松源労働組合	1,734
コープ	わかやま市民生協労働組合	126
合 計		4,273

(2) 労働組合又は使用者団体により最低賃金を新設することが必要であるとの決定が行われている場合の労働組合又は使用者団体の構成員の内訳

機関決定した労働組合	構成員数
オークワ労働組合	1,653
イオンリテールワーカーズユニオン	499
近鉄百貨店労働組合	155
イズミヤ・阪急オアシス労働組合	87
ダイエーユニオン	19
松源労働組合	1,734
わかやま市民生協労働組合	126
合 計	4,273

3. 賃金の最低額に関する協定

賃金の最低額が月額で表示されている労働協約の状況

事業所名	組合名	月額賃金
オークワ/プライスカット/ザ・ロウズ/ヒラマツ	オークワ労働組合	186,000 円
イオンスタイル/イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	199,000 円
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	189,500 円
イズミヤ	イズミヤ・阪急オアシス労働組合	223,000 円
グルメシティ	ダイエーユニオン	247,000 円
松源	松源労働組合	205,000 円

労働協約上の賃金の最も低い額

事業所名	組合名	時間給
オークワ	オークワ労働組合	最低賃金額に 10 円以上を加算 ※協定期間中に地域別最低賃金及び特定最低賃金の改定が行われた場合は、別途労使で協議をおこなう。
イオン	イオンリテールワーカーズユニオン	1,090 円 ※本協定期間中に最低賃金の引上げが行われ、パートタイム社員（時間給社員）の企業内最低賃金が都道府県ごとに定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、最低賃金額または産業別最低賃金額を企業内最低賃金とする。
近鉄百貨店	近鉄百貨店労働組合	1050 円 ※本協定期間中に最低賃金の引き上げが行われ、パートナーの企業内最低賃金額が都道府県ごとに定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、最低賃金額または産業別最低賃金額の 10 円未満を切り上げた額を企業内最

		低賃金とする
イズミヤ	イズミヤ・阪急オアシス労働組合	1,065 円
松源	松 源 労 働 組 合	1,065 円 ※本協定期間中に最低賃金の引き上げが行われ、パートナーの企業内最低賃金額が都道府県ごとに定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、最低賃金額または産業別最低賃金額を企業内最低賃金とする
コープ	わかやま市民生協労働組合	1,117 円

(詳細別紙 参照)

以上

最低賃金に関する協定書

株式会社ダイエーにおける１８歳以上の者について、下記の通り協定する。

記

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 最低賃金額 | 月 額 | 247,000円 |
| 2. 賃金の範囲 | 基本給（資格給） | |
| 3. 適用対象者 | 社員組合員 | |
| 4. 実施時期 | 2026年3月11日 | |
| 5. 有効期限 | 2027年3月10日 | |

以 上

2026年 3月11日

株式会社ダイエー

人事部長

間 大治郎

ダイエーユニオン

中央執行書記長

細井 博貴

協 定 書

株式会社オークワとオークワ労働組合は組合員の 2026 年度賃金改定及び要求項目について下記の通り協定する
記

1、月例賃金改定

(正社員組合員) 組合員数 1,176 人、組合員一人平均 9,350 円 (2.79%)

賃上げ前基礎給与 (組合員ベース) 335,449 円

(内訳)	定期昇給	2,610 円	0.78%
	昇格昇給	1,029 円	0.31%
	体系維持	5,711 円	1.70%
	合 計	9,350 円	2.79%

(体系維持配分)・ベースアップ	全正社員を対象に	2,000 円	支給する
・ 仕事給下限 改定	担当職(S-1)	205,000 円	(10,000 円 増額)
	担当職(S-2・3)	250,000 円	(10,000 円 増額)
	監督職(M-1~4)	250,000 円	(20,000 円 増額)
・ 仕事給上限 改定	担当職(S-1)	235,000 円	(5,000 円 増額)
	担当職(S-2)	265,000 円	(5,000 円 増額)
	担当職(S-3)	275,000 円	(5,000 円 増額)
	監督職(M-1)	280,000 円	(5,000 円 増額)
・ 役割発揮給 改定	監督職(M-1)	23,000 円	(1,000 円 増額)
	監督職(M-2)	46,000 円	(1,000 円 増額)
	監督職(M-3)	69,000 円	(1,000 円 増額)

※ 定期昇給、体系維持は 3 月度賃金より、昇格昇給は 5 月度賃金より改定する

(エリア社員組合員) 組合員数 332 人、組合員一人平均 7,075 円 (2.90%)

賃上げ前基礎給与 (組合員ベース) 244,184 円

(内訳)	定期昇給	1,581 円	0.65%
	昇格昇給	236 円	0.10%
	体系維持	5,258 円	2.15%
	合 計	7,075 円	2.90%

(体系維持配分)・ベースアップ	全エリア社員を対象に	4,000 円	支給する
・ 仕事給 下限改定	担当職(S-1)	186,000 円	(6,000 円 増額)
	担当職(S-2)	200,000 円	(8,000 円 増額)
	担当職(S-3)	200,000 円	(8,000 円 増額)
	監督職(M-1~4)	200,000 円	(16,000 円 増額)
・ 仕事給 上限改定	担当職(S-1)	196,000 円	(6,000 円 増額)
	担当職(S-2)	216,000 円	(8,000 円 増額)
	担当職(S-3)	235,000 円	(1,400 円 増額)
	監督職(M-1)	238,000 円	(4,250 円 増額)
・ 役割発揮給 改定	監督職(M-1)	19,550 円	(850 円 増額)
	監督職(M-2)	39,100 円	(850 円 増額)
	監督職(M-3)	58,650 円	(850 円 増額)
・ 最低賃金改定	シニア社員	186,000 円	(6,000 円増額)

・薬品定期昇給改定	薬品 (S-1)	2,975 円	(475 円増額)
	薬品 (S-2)	3,400 円	(900 円増額)
	薬品 (M-1)	4,250 円	(1,250 円増額)
	薬品 (M-2)	4,250 円	(750 円増額)

※ 5 月度賃金より改定する (2026 年 4 月 19 日時点のエリア社員に適用する)

(キャリアパートナー組合員) 組合員数 4,213 人、組合員一人平均時給 65.1 円 (5.5%)

賃上げ前基礎時給 (組合員ベース) 1,183.73 円 (時間給)

(内訳)	過年度昇給	64.37 円	5.44%
	手当改定	0.73 円	0.06%
	合 計	65.10 円	5.50%

(手当改定配分) ・チェッカーリーダー加給を 80 円とする (20 円増額)

(同意事項) ・年 1 回の評価時に上長が面談をおこなうことを徹底する

※ 5 月度賃金より改定する

2、一時金

(正社員) 業績一時金分配率を 3.50%とする

<一時金原資計算式>

(実現荒利額 - 既払人件費) × 業績一時金分配率 (3.50%) = 基本原資

(営業総利益額 - 販売費合計 - 既払い人件費 - 一般管理費合計) × 10.0% = 業績連動原資

- 既払い人件費にはエリア社員・準社員賞与原資含む
- 業績連動原資がマイナスになった場合は 0 に調整する (この調整は月度ごとに 0 へ修正を行うものとし、マイナス実績分は翌月以降の業績連動原資で相殺を行う。算定期間を通じてマイナスとなる場合は 0 に調整する。)
- 業績一時金分配率については、毎年、労使の協議にて決定する
- 支給下限として、夏 1 ヶ月・冬 1 ヶ月とする (但し、営業利益率が異常値となる時は別途労使で協議する)
- 支給上限として、年間 5 ヶ月とする (但し、年間 5 ヶ月を超える場合は別途労使で協議する)
- 育児介護休業時の休業期間中も算定期間を含むものとする (2026 年冬期一時金より)

(エリア社員) 算定基礎賃金の 1.25 ヶ月/半期を支給基準に正社員の達成率に応じ支給する

(パートナーリーダー) 平均賃金 (残業割増分を除く基礎賃金) の 1.25 ヶ月/半期を支給基準に正社員の達成率に応じ支給する

(キャリアパートナー) 2026 年 冬期より 25,000 円を支給する

(ライセンス任用者) L1 1,000 円加算、L2 2,000 円加算

支給日: 冬期 2026 年 12 月 15 日 (火)、夏期 2027 年 7 月 15 日 (木)

(2026 年夏期は昨年度の協定により 7 月 15 日 (水) に支給する)

3、企業内最低賃金

(正社員組合員)

2026 年 3 月度賃金より企業内最低賃金を 205,000 円に改定する。
適用範囲は 18 才以上 定年退職日までとする。

(エリア社員組合員)

2026 年 5 月度賃金より企業内最低賃金を 186,000 円に改定する。
適用範囲は 18 才以上 65 才の満了日までとする。

(キャリアパートナー組合員)

基本時給を地域別最低賃金額に 10 円以上を加算した金額とする。適用範囲は 18 才以上 65 才未満とする。ただし、経営状況またはその他情勢によっては、別途協議する。

※協定期間中に地域別最低賃金及び特定最低賃金の改定が行われた場合は、別途労使で協議をおこなう。

4、同時要求項目

(組合員共通)

- 従業員オーカードのポイント付与の増加 (200 円で 10 ポイント) を求める。

2026 年度からは従業員オーカードのポイント付与を 200 円で 6 ポイントとする。付与開始時期についてはシステム改修が整い次第対応する。また、毎月 5 万円以上利用の従業員については翌月 200 円で 10 ポイントの付与をおこなう。(過去より継続しての実施事項)

- 永年勤続表彰制度の導入を求める。

継続協議とする。

(正社員組合員)

- 年間所定労働時間 1,900h を下回ることを目的に年間休日 120 日以上とすることを求める。

2026 年度は 5 月度を 1 日増の年間 117 日とする。

- 65 才定年延長の要求とともに退職金積立を 65 才まで継続することを求める。

65 才定年延長については早期の制度導入を目指して協議する。

- 本拠地を離れ勤務する者に、「異動手当」として基本給（基本報酬、仕事給、役割発揮給、技能職手当、給与調整）の 5%を支給する制度の導入を求める。

継続協議とする。

- スタッドレスタイヤの補助として、本拠地を離れて積雪地域で勤務している者に対して補助を求める。

継続協議とする。

(エリア社員組合員)

- 年間所定労働時間 1,900h を下回ることを目的に年間休日を 120 日以上とすることを求める。

2026 年度は 5 月度を 1 日増の年間 117 日とする。

- 退職慰労金の金額を別資料の金額へ改定を求める。また、将来的には退職金積立制度の新設を求める。

退職慰労金については継続協議とする。

(キャリアパートナー組合員)

- 日曜日・祝日、時間帯加給のエリア毎の統一を求める。

販売事業部と協議しながら、採用の厳しいエリア毎に対応をおこなっていく。

5、要請事項

- カスタマーハラスメント対策として、名札の運用と制服の運用について方向性の提示を求める。
今年度上期中に労使で協議し、方向性を提示する。
- 職場環境整備（安全衛生法上、熱中症対策の観点から店舗バックヤードの空調設備の設置、長期の使用で古びたロッカーの新調など）については継続して対応するとともに、その他店舗毎の修繕についての対応を求める。
関係部署と連携しながら優先順位を決め職場環境整備を継続しておこなっていく。特に熱中症対策については、制服や現場環境含め早期に対策を検討する。

以 上

2026 年 3 月 18 日

株式会社オークワ

代表取締役社長 大桑 弘

オークワ労働組合

執行委員長 貴冴 征義

確 認 書

イオンリテール株式会社とイオンリテールワーカーズユニオンは 2026 統一労働条件交渉協定書に基づき日給月給社員 (G5～G1) およびコミュニティ社員の 2026 年度最低賃金について、以下の通り確認します。

記

1. 日給月給社員の最低初任給与について

(1) NR 区分 最低初任基本給与について

18 歳以上の NR 区分の最低初任基本給与は、224,000 円とします。

(2) L 区分 最低初任基本給与について

L 区分の最低初任基本給与は、199,000 円とします。

但し、都道府県別に設定した勤務地手当を加算するものとします。(別表①参照)

尚、日額、時間額を算出する場合は、年間休日 125 日(年間労働日 240 日)、
年間労働時間 1920 時間を使用するものとします。

2. コミュニティ社員の最低時間給について

2026 年 4 月 21 日以降の時間給コミュニティ社員の都道府県別最低時間給は、
別表②の通りとします。

3. 賃金の範囲

基準内賃金とし、上記賃金にはその他手当は含みません。

4. その他

2026 年度中に最低賃金の引上げが行われ、企業内最低賃金が都道府県ごとに
定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、
労使協議のうえ、最低賃金額以上の改定を行うものとします。

以上

2026 年 4 月 20 日

イオンリテール株式会社
人事部長 阿左見 崇

イオンリテールワーカーズユニオン
中央執行書記長 阿部 路

別表①L 区分勤務地手当

(単位：円)

N0	都道府県	勤務地手当	N0	都道府県	勤務地手当	N0	都道府県	勤務地手当
1	北海道	7,000	17	石川	15,000	33	岡山	11,000
2	青森	3,000	18	福井	10,000	34	広島	13,000
3	岩手	6,000	19	山梨	5,000	35	山口	4,000
4	宮城	6,000	20	長野	11,000	36	徳島	0
5	秋田	0	21	岐阜	7,000	37	香川	2,000
6	山形	0	22	静岡	18,000	38	愛媛	3,000
7	福島	0	23	愛知	20,000	39	高知	0
8	茨城	12,000	24	三重	11,000	40	福岡	14,000
9	栃木	13,000	25	滋賀	12,000	41	佐賀	-
10	群馬	8,000	26	京都	17,000	42	長崎	-
11	埼玉	21,000	27	大阪	25,000	43	熊本	-
12	千葉	20,000	28	兵庫	15,000	44	大分	0
13	東京	33,000	29	奈良	12,000	45	宮崎	-
14	神奈川	33,000	30	和歌山	9,000	46	鹿児島	-
15	新潟	10,000	31	鳥取	0	47	沖縄	0
16	富山	13,000	32	島根	1,000			

別表②－①時間給社員都道府県別最低賃金（2026年4月21日～2026年9月20日）

（単位：円）

都道府県	最低時間給	都道府県	最低時間給
北海道	—	滋賀	1,125
青森	—	京都	1,170
岩手	1,195	大阪	1,225
宮城	1,085	兵庫	1,165
秋田	—	奈良	1,100
山形	—	和歌山	1,090
福島	—	鳥取	1,075
茨城	1,120	島根	1,080
栃木	1,115	岡山	1,105
群馬	1,110	広島	1,130
埼玉	1,190	山口	1,105
千葉	1,185	徳島	1,095
東京	1,275	香川	1,085
神奈川	1,275	愛媛	1,080
新潟	1,095	高知	1,070
富山	1,115	福岡	—
石川	1,115	佐賀	—
福井	1,100	長崎	—
山梨	1,100	熊本	—
長野	1,110	大分	—
岐阜	1,110	宮崎	—
静岡	1,145	鹿児島	—
愛知	1,185	沖縄	1,400
三重	1,135		

企業内最低賃金に関する協定書

株式会社近鉄百貨店（以下「会社」という。）と近鉄百貨店労働組合（以下「組合」という。）とは、企業内最低賃金に関し、下記のとおり協定する。

1. 対象者

社員、エキスパートおよびパートナー

2. 賃金の範囲

社員	基本給（役割給、資格給（第2資格給）および成果給の合計金額）
エキスパート	基本給
パートナー	本給（店舗給、能力給、調整加算給およびクラス給の合計金額）

3. 企業内最低賃金額

地域	社員 (月額)	エキスパート (月額)	パートナー (時間給)
大阪地区	198,500円	194,500円	1,180円
奈良地区			1,060円
和歌山地区		189,500円	1,050円
三重地区			1,090円
滋賀地区			1,080円
東京地区		214,500円	1,230円

※本協定期間中に最低賃金の引き上げが行われ、パートナーの企業内最低賃金額が都道府県ごとに定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、最低賃金額または産業別最低賃金額の10円未満を切り上げた額を企業内最低賃金とする。

4. 有効期間

2026年3月21日から2027年3月20日までの1年間。

ただし、会社または組合は有効期間中といえども改定の意思を有するときは、予め文書をもって相手方に申し込むことができることとする。

本協定の締結に伴い、2025年6月27日付で交換した企業内最低賃金に関する協定書は破棄する。

本協定書は2通作成し、会社、組合各その1通を所持する。

2026年 6月 30日

株式会社近鉄百貨店

代表取締役

社長執行役員 梶間 隆弘

近鉄百貨店労働組合

中央執行委員長

山岡 正幹

2026年3月17日

イズミヤ・阪急オアシス労働組合
中央執行委員長 岸本 大介 殿

イズミヤ・阪急オアシス株式会社
代表取締役社長 林 克弘

2026年 春季労使交渉

回 答 書

2026 春季交渉 会社回答

組合要求・協議項目に対する会社回答

1. 人事・賃金課題

(1) 賃金

① 社員 月例給改定（イズミヤ・阪急オアシス制度での定期昇給および新人事制度への移行分）

- ・イズミヤ・阪急オアシスの制度に基づく定期昇給額および制度移行に伴う賃金引き上げが労働組合の認識通りであることを確認する。

② 社員 2026 年度初任給（関西フードマーケット初任給）

- ・2026 年度の新卒初任給を下記の金額とする。

大学卒・大学院卒	短大卒・専門卒	高校卒
255,000 円	239,000 円	223,000 円

- ・初任給の改定に伴い学歴・入社年度に応じて 2026 年度の初任給調整を別途設定する。
- ・ただし、2026 年 4 月 1 日付でステージ 1・2 級以上に格付される者は初任給調整の支給対象外とする。
- ・初任給調整は賞与の算定基礎に含めるものとし、昇給の際には相殺する。

③ 社員・シニア社員の企業内最低賃金

- ・KFM新制度における社員Aおよび社員Bはステージ 1・1 級・1 号俸 223,000 円とし、社員Cは社員Cステージ 1・1 級・7 号俸 206,000 円とする。

④ 社員・社員Bの 2025 年度決算賞与（イズミヤ・阪急オアシス制度としての決算賞与）

- ・2025 年度営業利益高の着地予測に基づき、ステージ別に下記の通り支給する。
- ・支給対象者は対象年度末日（2026 年 3 月 31 日）および支給日（2026 年 4 月 30 日）在籍の社員および社員Bとする。ただし 2026 年 3 月 31 日付定年退職者は支給対象とする。
- ・なお、休職者は支給対象外とする。
- ・雇用区分およびステージは対象年度末日時点適用する。

雇用区分	ステージ	支給額
社員・社員B	ステージ 2	220,000 円
	ステージ 1	170,000 円
	専門職 S 2	220,000 円
	専門職 S 1	170,000 円

⑤ シニア社員Ⅰ・Ⅱ、シニアパート社員Ⅰ・Ⅱの特別一時金

- ・会社としては、シニア社員、シニアパート社員という非組合員も含む雇用区分ごとの賃上げと物価上昇の関係から特別一時金の支給有無および支給額について判断することとする。
- ・シニア社員については、物価上昇分約 3%に対して定期昇給分+制度移行分の合計賃上げ率が 2.11%であることから、物価上昇分に不足する分を下記のとおり特別一時金として支給する。
- ・一方、シニアパート社員については、定期昇給分+制度移行分の合計賃上げ率が 3.32%であることから、物価上昇分を上回っており特別一時金の支給を見送ることとする。
- ・支給対象者は対象年度末日（2026 年 3 月 31 日）かつ支給日（2026 年 4 月 30 日）在籍のシニア社員Ⅰ・Ⅱの者とする。そのため 2026 年 3 月 31 日付 65 歳雇用満了者は対象外となる。
- ・また、休職者は支給対象外とする。

雇用区分	ステージ	支給額
シニア社員（Ⅰ・Ⅱ）	全ステージ	30,000 円

⑥ パート社員・シニアパート社員Ⅲの企業内最低賃金

- ・パート社員・シニアパート社員Ⅲの企業内最低賃金は、勤務する事業所が所在する府県別に下記の金額とする。

大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
1,200 円	1,145 円	1,140 円	1,100 円	1,090 円	1,065 円

(2) 組合員の多様なライフプランの実現

① 退職金制度に関する教育の定期的な実施について

- ・確定拠出年金（DC）については、従業員一人ひとりの考え方にに基づき商品選択すべき性質のものである

るものの、想定利回り 2%未満で運用している従業員が一定の割合を占めていることは認識をしている。まずはDCの基礎、商品の特徴、手続き方法等をDC幹事会社協力のもと実施していきたい。

- ・ただし、全員参加とすることは困難なため任意参加とし、説明用の動画や資料を閲覧できるようにすることで説明会に参加しなくとも知識が得られるよう対応していく。

② 年収の壁対策について

- ・ここ数年の最低賃金の上昇によりパート社員の労働時間が短縮傾向にあると認識しており、正しい知識を持って働いてもらうことは必要だと認識している。
- ・年収の壁に対する情報提供については、今交渉後、労使で記載内容を確認のうえ、パート社員が参考にできるようポータルサイト等への掲示を行う。
- ・働き方の意向確認については、無期雇用への転換者も含め半期に1回の契約更改時に、会社からは必要人時に基づき週最低契約時間数を提示し、従業員の意向とすり合わせのうえ確認を行っており、今後も継続していく。

2. 経営課題

(1) 会社の持続的発展に向けた取組について

- ・2025年度の総括及び2026年度の具体取り組みについて、しかるべきタイミングにおいて職制を通じて周知を行う。
- ・労働組合から要請のあった組合会議での執行部及び支部役員に対しての説明もタイミングを調整の上実施していく。

(2) 正月3ヶ日営業のあり方について

- ・現時点におけるKFMとしての正月営業のあり方は、2025年秋季交渉での説明のとおり、1月1日及び2日は原則休業とし、1月3日から営業する方針に変更はない。

3. 職場運営課題

(1) 勤務ルール遵守について

- ・会社としても、労働時間の1分単位自動算定、勤務間インターバル11時間の運用、年間休日日数の変更、週1回以上の休日設定、上期7連休・下期5連休の導入、特別時の時間外労働の上限時間年間540時間・月間60時間などKFMとして新たな勤務ルールが始まる1年であり、ステージ3の時間管理化も含め働く価値観を変えていく必要があると認識している。
- ・その中で勤務ルールの遵守に向けては、月中および月末の勤怠データを経営層・GM・店長と共有し、勤務ルールを逸脱する働き方が予測される場合は事前に指導を含めた対応を行っていく。
- ・毎月の労使協議会においても定例議題として設定し共有するので組合からも意見を出してほしい。

(2) 総実労働時間短縮に向けた新たな勤務ルールについて

- ・年間休日120日については、世間情勢や競合他社の状況をふまえ、実現に向けた取り組みが必要であることは認識しつつも、会社統合による新たな勤務ルールでの運用を確立することを最優先として取り組むこととする。

(3) 「改正労働基準法」への対応について

① 勤務間インターバルについて

- ・2026年4月からの新勤務ルールにおいて、管理職も含め勤務間インターバルを11時間として運用する。

② 連続出勤日数の上限について

- ・2026年4月からの新勤務ルールにおいて、週1回以上月割休日を設定することとして運用する。

③ つながらない権利や副業・兼業対応について

- ・改正労働基準法関連については法改正動向を確認しながら継続協議することとする。

(4) 組合員の意見について

① 連続休暇の取得について

- ・店舗特性や部門特性、本部本社グループごとの繁閑期等を勘案して取得月を分散して計画できるよう管理職に対して発信していく。

② 現場課題の解決について

- ・今交渉で頂いた意見については各課題を今後検討する際の参考とする。

③ 名札及びレシートへの個人名記載廃止について

- ・カスハラ対策を進めることは会社としても当然であると認識している。その中で提案のあった名札やレシートの変更についても具体的な一例として、与件を整理したうえで可能な限り早期の実現を目指し検討を進めていく。

4. 2026 年度ユニオンショップ協定

- ・2026 年 4 月 1 日の会社合併からイズミヤ・阪急オアシス労働組合と関西スーパー労働組合が合同するまでの期間において、3 組織間（㈱関西フードマーケット・イズミヤ・阪急オアシス労働組合・関西スーパー労働組合）で組合要求どおりの内容を覚書として締結する。

最低賃金に関する協定

松源労働組合と株式会社 松源は最低賃金に関し下記のとおり協定する。

記

1. フルタイム社員（月例賃金社員）

月例賃金 205,000 円（月間所定労働時間は170 時間とする）

2. パートタイム社員（時間賃金社員）

都道府県	企業内最低賃金
和歌山県	1,065 円
大阪府	1,203 円
奈良県	1,100 円
京都府	1,164 円

※本協定期間中に最低賃金の引上げが行われ、パートタイム社員(時間給社員)の企業内最低賃金が都道府県ごとに定められる最低賃金額または産業別最低賃金額を下回る場合は、最低賃金額または産業別最低賃金額を企業内最低賃金とする。

3. 賃金の範囲

実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したもの

- (1) 臨時に支払われる賃金
- (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

4. 有効期間

2027 年 5 月 31 日までとする。

2026 年 6 月 1 日

株式会社 松源

代表取締役社長 桑原 太郎

UA ゼンセン松源労働組合

中央執行委員長 東 利

2025年春闘妥結確認書

わかやま市民生活協同組合（以下「甲」と言う）とわかやま市民生協労働組合（以下「乙」と言う）は、2025年春闘で2025年2月18日から2025年5月13日にかけて交渉を重ねた結果、以下の通り確認する。

1. 甲と乙は、2025年の2月18日、3月27日、4月9日、4月25日、5月13日に団体交渉を行った。
2. 甲は、賃金について、人事評価に基づく昇給を行う。
3. 甲は、賃金について、フルタイム職員（総合職）に職務遂行給を一律3,000円、職種限定フルタイム職員（E級）、嘱託専門スタッフに職務給を一律3,000円賃上げするとした。また職種限定フルタイム職員（J級）に職務給2,500円と、それに伴う固定残業代579円を一律賃上げするとした。
4. 甲は、2025年度の年間の一時金の予算についてフルタイム職員（総合職、職種限定職員）については年間2.5ヶ月（夏期1.0ヶ月、冬期1.5ヶ月）とするとした。
5. 甲は、賃金について、わかやま市民生協の最低賃金を1,030円に改定した。またパートタイム職員で基本職務給が1,030円を上回る職員には、基本職務給に5%を乗せして支給するとした。
6. 甲は、パートタイム職員の一時金について、賞与年間支給計画を2.5ヶ月分（夏期1.0ヶ月、冬期1.5ヶ月）から1.0ヶ月（夏期0.5ヶ月、冬期0.5ヶ月）とし、残りの1.5か月分を職務等級別および号棒別に時給換算をおこない1,030円に上乘せし調整給として支給するとした。
7. 甲は、2025年夏期一時金について支給対象者、配分の方法、個別計算方法は回答書のとおりとし、6月10日に夏期一時金を支給するとした。
8. 甲は、パートタイム職員の賃金について、日・祝手当150円を最低賃金に外付けし支給するとした。
9. 甲は、年間日程のカレンダーを約束期限内で提示し、指定休日117日（店舗115日）とした。また指定休日について基本的には連続休とし、2025年度の宅配では暑さ対策として8月第2週（お盆週8月11日～15日）を連続休とするとした。2026年年始は1月7日（水）から配送（1月5日、1月6日は指定休日）とした。

10. 甲は、店舗について 2026 年 1 月 1 日～1 月 3 日までは休業とし、1 月 4 日から
の営業とするとした。職員の休日 1 日を法定休日として事前に通知し、業務の
都合で取得できないときは振替休日とするとした。

11. 甲は、宅配に関して、コースの改善を集中的に 12 月～2 月にすすめていくとした。

12. 甲は中央労安設置について、必要に応じて労働組合と協議をすすめる。

13. 甲は、現行の人事制度は見直しが必要だと考え、必要に応じて労働組合と協議
をすすめる。

以上

2025 年 6 月 27 日

わかやま市民生活協同組合
専務理事 中井 勝

わかやま市民生協労働組合
執行委員長 阿波 俊之

パートタイム職員賞与換算時給額の訂正と6月給与支給の計算方法について
人事総務部 一森 健造

1. 訂正理由

賞与の時給換算の算定時に、誤って退職者も含めた総労働時間を使って算定していました。それに伴って、実際の賞与支給対象者の多くが、5円以上時給換算額が低く計算されていました。

2. 訂正内容

(1) 妥結した当初の金額より、PJ1 は一律5円、PJ2 は一律7円上乘せします。

例) PJ1 1号: 1,030円 + 87円 計 1,117円

(2) 変更があるのはPJ1、PJ2のみです。PJ3、PM級の変更はございません。

賞与時給換算額 (円)						
号数	PJ1			PJ2		
	当初	訂正後	差	当初	訂正後	差
1号	82	87	5	83	90	7
2号	83	88	5	85	92	7
3号	84	89	5	87	94	7
4号	85	90	5	89	96	7
5号	86	91	5	91	98	7
6号	87	92	5	93	100	7
7号	88	93	5	95	102	7
8号	89	94	5	97	104	7
9号	90	95	5	99	106	7
10号	91	96	5	101	108	7

《参考資料》

等級別の賞与(1.5ヶ月)換算時給計算方法

【賞与計算式】→ (基本時給 × 1ヵ月当たり労働 H × 1.5ヶ月 / 年間総労働時間)

号数	PJ1	年間労働 H	賞与1.5ヶ 月金額	時給換 算額	PJ2	年間労働 H	賞与1.5ヶ 月金額	時給換算 額
1号	700	1,200	105,000	87.5	720	1,200	108,000	90.0
2号	705	1,200	105,750	88.1	730	1,200	109,500	91.3
3号	710	1,200	106,500	88.8	740	1,200	111,000	92.5
4号	715	1,200	107,250	89.4	750	1,200	112,500	93.8
5号	720	1,200	108,000	90.0	760	1,200	114,000	95.0
6号	725	1,200	108,750	90.6	770	1,200	115,500	96.3
7号	730	1,200	109,500	91.3	780	1,200	117,000	97.5
8号	735	1,200	110,250	91.9	790	1,200	118,500	98.8
9号	740	1,200	111,000	92.5	800	1,200	120,000	100.0
10号	745	1,200	111,750	93.1	810	1,200	121,500	101.3

3. 6 月給与からの計算方法について

号数	PJ1			PJ2			PJ3		
	最低賃金	賞与換算 時給	平日時給	最低賃金	賞与換算 時給	平日時給	最低賃金	賞与換算 時給	平日時給
1号	1,030	87	1,117	1,030	90	1,120	1,030	115	1,145
2号		88	1,118		92	1,122			
3号		89	1,119		94	1,124			
4号		90	1,120		96	1,126			
5号		91	1,121		98	1,128			
6号		92	1,122		100	1,130			
7号		93	1,123		102	1,132			
8号		94	1,124		104	1,134			
9号		95	1,125		106	1,136			
10号		96	1,126		108	1,138			

(1) 6 月給与明細から号数別に最低賃金(1,030 円)と賞与时給を足した時給を平日時給と表示し給与計算をいたします。

(2) 例えば、PJ1 の 1 号の方は最低賃金 1,030 円に賞与时給 87 円を足して、1,117 円で給与を計算致します。他の号数も同じ計算を致します。

《参考資料》

	最低賃金	賞与換算時給	平日時給	日祝手当	日祝時給
PJ1 1号	1,030 円	87 円	1,117 円	150 円	1,267 円
PJ1 10号		96 円	1,126 円		1,276 円
PJ2 1号		90 円	1,120 円		1,270 円
PJ2 10号		108 円	1,138 円		1,288 円

ご不明な点がございましたら人事総務部 一森(073-474-8640)までご連絡ください。

以上

和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金新設の必要性に関する決議

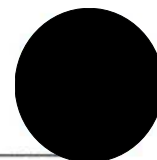
(ダイエーユニオン) は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設と金額改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設を求める。

以上決議する。

令和 8 年 5 月 25 日

組合名 ダイエーユニオン

代表者 村上 慎一



申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設を求める申出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 5月 25日

記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴夢 征義

2. 合意者

組合名 ダイエーユニオン

代表者 村上 慎一



和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金新設の必要性に関する決議

(**オークワ労働組合**) は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設と金額改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設を求める。

以上決議する。

令和 8年 6月 11日

オークワ労働組合

組合名

代表者

代表者 貴方 氏 義



申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設を求める申し出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 6 月 11 日

記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴 夢 征 義

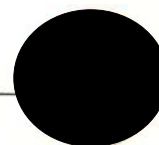
2. 合 意 者

オークワ労働組合

組合名

代表者

執行委員長 貴 夢 征 義



和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金新設の必要性に関する決議

(イオンリテールワークスユニオン) は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設と金額改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設を求める。

以上決議する。

令和 8年 5月 15日

組合名 イオンリテールワークスユニオン

代表者 中央執行委員長 中川 恭宏



申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設を求める申出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 5月 15日

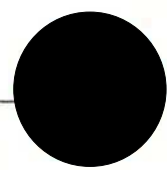
記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴冨 征義

2. 合意者

組合名 イオンリテールワーカーズユニオン

代表者 中央執行委員長 中川 恭宏



和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金新設の必要性に関する決議

(近鉄百貨店労働組合)は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設と金額改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設を求める。

以上決議する。

令和 8 年 4 月 21 日

組合名 近鉄百貨店労働組合

代表者 山岡 正幹

申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設を求める申出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8 年 4 月 21 日

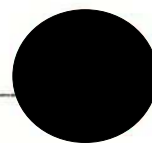
記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴夢 征義

2. 合意者

組合名 近鉄百貨店労働組合

代表者 山岡 正幹



和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金新設の必要性に関する決議

(イズミヤ・阪急オアシス労働組合) は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設と金額改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設を求める。

以上決議する。

令和 8年 7月 3日

組合名 イズミヤ・阪急オアシス労働組合

代表者 岸 本 大 介

申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設を求める申出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 7月 3日

記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

2. 合意者

組合名 イズミヤ・阪急オアシス労働組

代表者 岸 本 大 介

和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金新設の必要性に関する決議

(松源労働組合) は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設と金額改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設を求める。

以上決議する。

令和 8年 5月 15日

組合名 松源労働組合

代表者 中央執行委員長 東利行

申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設を求める申し出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 5月 15日

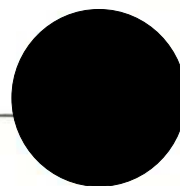
記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

2. 合意者

組合名 松源労働組合

代表者 中央執行委員長 東利行



和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金新設の必要性に関する決議

(わかやま市民生協労働組合)は、和歌山県に於ける百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設と金額改正が、当該産業に従事する労働者の労働条件の向上および産業に於ける公正競争を確保する観点から必要不可欠であると判断し百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの最低賃金の新設を求める。

以上決議する。

令和 8年 7月 15日

わかやま市民生協労働組合

組合名

執行委員長 阿波 俊之

代表者

申し出に関する申請代表者に対する委任書

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条1項の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設を求める申出に係る事項一切について、下記1.の者に委任します。

令和 8年 7月 15日

記

1. 申請代表者 和歌山県小売最賃会議
議長 貴冴 征義

2. 合意者

わかやま市民生協労働組合

組合名

代表者 執行委員長 阿波 俊之



和 労 発 基 0728 第 1 号
令 和 8 年 7 月 28 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣谷 行敏 殿

和歌山労働局長
中山 始

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金
（平成 20 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）



和 労 発 基 0728 第 2 号
令 和 8 年 7 月 28 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣谷 行敏 殿

和歌山労働局長
中山 始

最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,424	553	3. 3. 16
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成11年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成12年	5,082	635	11. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成13年	5,122	641	12. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成14年	5,157	645	13. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成18年		649	17. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成19年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成20年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成21年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成22年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成23年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成24年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成25年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成26年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成27年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成28年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成29年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成30年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
令和 元年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
令和 2年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 3年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 4年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 5年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 6年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 7年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30
		980	6. 10. 1		1,103	6. 12. 30		869	3. 12. 30
		1,045	7. 11. 1		1,170	7. 12. 30		869	3. 12. 30

和歌山

30

区分	最低賃金件名 (新設発効年月日) 適用範囲	最低賃金額 (改正発効年月日)	適用使用者数 (人) 適用労働者数
地域別	和歌山県最低賃金 [S48.1.20] 和歌山県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	1,045円 (R7.11.1)	29,840 327,100
特定最低賃金	和歌山県鉄鋼業最低賃金 [㊦] [H2.3.25] 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	1,170円 (R7.12.30)	24 4,822
	和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金 [㊦] [H2.5.19] 1 適用する使用者 和歌山県の区域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	869円 → ㊦ (R3.12.30)	9 1,286

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。

項目		各種商品小売業		
都道府県名		時間額	日額	発効日
青森	森	956	—	R 6.12.21
岩手	手	767	—	H28.12.11
茨城	城	881	—	R 3.12.31
栃木	木	874	—	R 2.12.31
埼玉	玉	849	—	H28.12.1
千葉	葉	848	—	H28.12.25
新潟	潟	932	—	R 5.12.30
長野	野	950	—	R 5.12.31
静岡	岡	886	—	R 1.12.21
愛知	知	847	—	H28.12.16
滋賀	賀	840	—	H30.12.29
京都	都	938	—	R 4.1.26
兵庫	庫	797	—	H28.2.1
鳥取	取	902	—	R 5.12.15
岡山	山	933	—	R 6.1.10
広島	島	903	—	R 3.12.31
愛媛	媛	854	—	R 4.12.25
大分	分	716	—	H28.12.25
宮崎	崎	705	—	H27.12.24
沖縄	縄	770	—	H30.11.23

項目		百貨店、総合スーパーマーケット		
都道府県名		時間額	日額	発効日
岩手	手	800	—	H30.12.28
富山	山	1,003	—	R 6.12.26
石川	川	1,060	—	R 7.12.31
福井	井	840	—	R 2.12.24
和歌山	山	869	—	R 3.12.30
島根	根	905	—	R 5.12.28
山口	口	1,000	—	R 6.12.15
福岡	岡	1,065	—	R 8.2.1
熊本	本	855	—	R 4.12.15
鹿児島	島	693	—	H26.12.26

項目		自動車小売業関係		
都道府県名		時間額	日額	発効日
青森	森	963	—	R 6.12.21
岩手	手	1,068	—	R 8.1.15
宮城	城	1,101	—	R 7.12.15
秋田	田	1,032	—	新車、自動車部部品・附属品を含む R 8.3.31
福島	島	1,098	—	R 8.1.8
埼玉	玉	1,152	—	R 7.12.1
千葉	葉	922	—	新車 H30.12.25
神奈川	川	842	—	H23.12.21
新潟	潟	1,053	—	新車、自動車部部品・附属品を含む R 7.12.14
富山	山	769	—	新車 H23.1.20
愛知	知	943	—	新車 R 2.12.16
愛知	知	800	—	新車、自動車部部品・附属品を含む H19.12.16
京都	都	939	—	新車 R 4.1.26
大阪	阪	993	—	R 3.12.1
兵庫	庫	963	—	R 4.12.1
奈良	良	892	—	R 3.12.29
島根	根	1,069	—	新車 R 7.1.26
広島	島	1,038	—	R 7.2.21
福岡	岡	1,131	—	新車 R 7.12.10
大分	分	1,061	—	新車 R 7.12.25
宮崎	崎	927	—	新車 R 5.12.20
鹿児島	島	1,048	—	新車 R 7.12.28
沖縄	縄	770	—	新車 H30.11.18

項目		自動車整備業関係		
都道府県名		時間額	日額	発効日
山形	形	1,017	—	R 6.12.25

項目		一般貨物自動車運送業		
都道府県名		時間額	日額	発効日
高知	知	910	—	H19.6.2

注1 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業

注2 洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等、その他の金属製品製造業

注3 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く

注4 船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）、船体ブロック製造業

注5 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業